

令和2年6月24日
四国電力株式会社

新型コロナウイルス感染症対策に係る電気料金の特別措置 (支払期日の再延長)について

このたびの新型コロナウイルス感染症による影響を受けられたお客さまに対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

現在、当社では、新型コロナウイルス感染症の影響に関連して、電気料金についての特別措置を講じておりますが、このたび、その内容を一部変更することとし、令和2年6月22日、経済産業大臣に申請し、本日認可を受けましたので、お知らせいたします。

今後の特別措置の内容は、次のとおりです。

1. 対象となるお客さま

当社と電気需給契約があり、新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている、もしくは受けようとされている場合で、当社に対して一時的に電気料金の支払いが困難であるとの申し出をいただいたお客さま、または、お客さまからの申し出により新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さま

2. 特別措置の内容

令和2年3月分（支払義務発生日が令和2年3月19日以降となるもの）、4月分の電気料金の支払期日を原則として4ヵ月間延長し、5月分の電気料金の支払期日を原則として3ヵ月間延長し、6月分の電気料金の支払期日を原則として2ヵ月間延長し、7月分の電気料金の支払期日を原則として1ヵ月間延長いたします。

(参考) 電気料金の支払期日に係る特別措置の変更内容

	変更前	変更後
令和2年 3月分、4月分	原則として 3ヵ月間延長	原則として 4ヵ月間延長
5月分	原則として 2ヵ月間延長	原則として 3ヵ月間延長
6月分	原則として 1ヵ月間延長	原則として 2ヵ月間延長
7月分	—	原則として 1ヵ月間延長

3. 特別措置に関するお問い合わせ先

四国電力お客さまサポートセンター

TEL. 0120-459-410
電話受付時間 9:00~17:00
※土・日・祝日を除きます。

以上